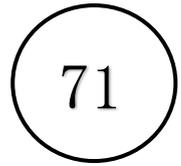


令和4年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立三池工業高等学校
課程又は教育部門	全日制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめ防止対策推進法 (H25. 6. 28 公布)

第一章

【第二条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【第三条】

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、本校の学校経営方針に沿って次の項目を掲げ、その対策に積極的に取り組む。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
- (2) 早期発見報告体制の整備
- (3) 事案対処の在り方
- (4) 校内体制の整備
- (5) 家庭・地域との連携
- (6) 校内職員研修の充実

学校経営方針・具体的目標から一部抜粋

- 転退学を防ぐために「チーム三工」として関係機関と連携し、遅刻や欠席を繰り返す生徒の適切な指導法を協議するとともに、生徒情報を職員会議で適宜報告し組織的対応につなげる。
また、担任は学期初めの二者面談や学期終わりの三者面談をとおして生徒理解に努め、生徒の心の変化を見逃さない。なお、「知恩感謝」の念を持ち、いじめや暴力のない安心安全な学校づくりに努める。
- 道徳的実践力を高めるため、人としての在り方・生き方を身につける道徳教育を展開する。
「凡事徹底」を図り、当たり前のことを当たり前にやるのではなく、当たり前のことを人には真似できないほど一生懸命にやる態度を涵養する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

本校においては、学校いじめ基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。また、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

教職員一人一人にさまざまなスキルや指導法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施することが求められている。

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

さらに初任者などの若い教職員に対しては、校内での具体的な仕事を通じて先輩職員が必要な知識や態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、円滑に力量を育成できるように配慮する必要がある。

その中で、いじめの加害者や被害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけること、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策である。

未然防止は学校づくりから始まり、その基本として

- (1) 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 帰属意識や集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (3) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

の項目が挙げられる。

これらの内容についての措置を次に示す。

【いじめについての共通理解】

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知をはかり、日常的な活動の中で「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させる。

【いじめに向かわない態度・能力の養成】

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培えるよう、道徳教育や人権教育などの教育活動全体を通じて指導する。

【自己有用感や自己肯定感の育成】

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている」「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を、学校の教育活動全体を通じて積極的に設ける。

※自己有用感…相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性

自己肯定感…他者との関わり合いを通して、自分を「大切な存在」「かけがえのない存在」と認識する心の状態

【授業改善】

全職員が「わかる授業づくり」を実践・推進することで、生徒が参加・活躍でき、一人一人の良さや可能性を生かすような授業を成立させる。また、チャイムによる行動の切り替え、授業中の姿勢の保ち方、発表の仕方や聞き方などの指導も徹底する。

【道徳教育の充実】

生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことのできる態度の育成が図られるよう、学校の教育活動全体で道徳教育を推進する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

したがって、早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。その中で教職員が生徒たちの小さな変化（危険信号）を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。同時に、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、地域、家庭と連携して対応しなければならない。

（2）いじめの早期発見のための措置

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 毎月のアンケート調査 | イ 教師用・家庭用チェックリストの活用 |
| ウ 各学期における面談の実施 | エ 教職員全体での情報の共有 |
| オ 教育相談体制の整備 | カ 地域、家庭への協力要請 |
| キ 定期的な取組体制の点検・評価 | ク 取組体制の周知 |
| ケ ネットパトロールの実施 | |

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

学校の教職員がいじめを発見し、又は通報を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。さらに、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、生徒育成部と事実確認の上、組織的に対応方法を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 発見した場合は、行われている行為を速やかに止める。また、通報や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、情報を適切に記録しておく。
- イ いじめと疑われる事案について学校が把握した段階で、管理職が県教育委員会へFAXで第一報を行う。
- ウ いじめ防止対策委員会で下記の要綱に沿って事実確認を行う。

- ◆加害者と被害者の確認…誰が誰をいじめているのか？
- ◆時間と場所の確認…いつ、どこで起こったのか？
- ◆内容…どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ◆背景と要因…いじめのきっかけは何か？
- ◆期間…いつ頃から、どのくらい続いているのか？
- ◆いじめに係る情報を適切に記録しておく

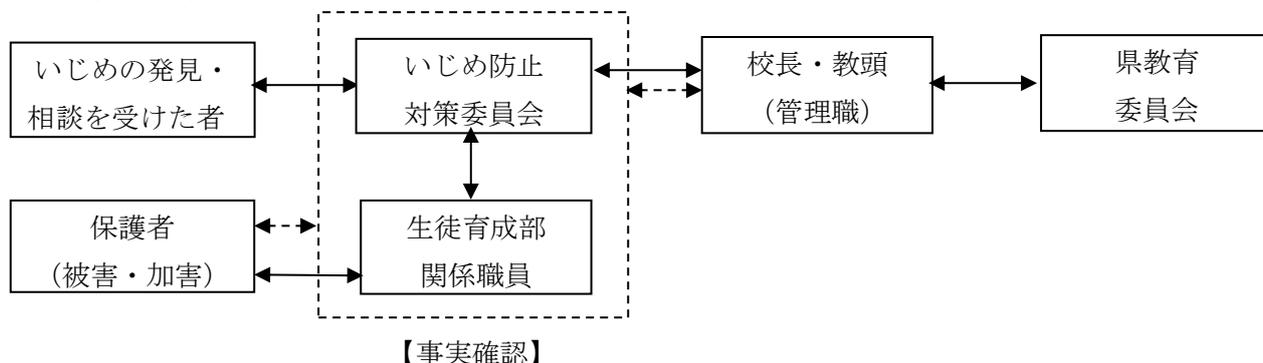
エ 事実確認の結果は、関係職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。

オ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

カ 下記のような場合は、所轄警察署に相談する。

- ◆指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合

- ◆生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意して事実関係の聴取を行う。
- イ 発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ウ 当該生徒の不安をできる限り除去するとともに、寄り添い支える体制をつくる。
- エ 当該生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

オ 状況に応じて、各分野における外部専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の協力を得る。

カ いじめが解消したと思われる場合（①いじめに係る行為が3か月継続して止んでいること②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと）でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、理解・納得を得た上で協力を求めるとともに、再発防止に向けて協議・助言を行う。

ウ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

エ 指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じ外部専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

オ 毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、規定に基づき、適切に懲戒を加えることも考える。

カ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えるよう促す。

イ いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。

エ 「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度で根絶しようとする姿勢を身につけさせる。

オ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア インターネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。

イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。

ウ 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

エ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ 生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(7) いじめの解消

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ウ いじめの解消においては、学校いじめ防止対策委員会で上記内容を確認したうえで校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記載すること）

- ア 重大事態であると「疑い」が生じた段階で、いじめ防止対策委員会を母体とした組織を設置し、その調査を行う。
- イ 重大事態が発生した場合、もしくは被害生徒や保護者から重大事態に至ったという申立があったときは、学校長は事態発生について速やかに県指定の様式にて教育委員会を通じ、県知事へ報告する。
- ウ 調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
- エ 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。
- オ 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、事実に向き合うことで当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

- ア いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適切な方法で提供する責任を有する。
- イ 情報提供にあたっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分留意して行う。
- ウ 調査結果については、県指定の様式にて教育委員会を通じ県知事へ報告する。
- エ 希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者等の所見を調査結果の報告に添える。
- オ 再調査委員会は、必要と判断した場合、調査（再調査を含む）が終了した学校に対し、同種事態の再発防止策の取組状況の報告を求められることができる。この場合、教育委員会を通じ、報告しなければならない。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

7 学校評価

(1) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校はいじめ問題への取組状況を評価する。
- イ いじめ防止対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。
- ウ いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

(2) 適切な学校評価・教員評価

- ア いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめ問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- イ いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたP D C Aサイクルに基づき行う。
- ウ 評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
- エ いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価し、その結果を以後の取組に活かす。